

札幌市立本郷小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止対策の基本的な考え方

1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校でも、どの学級にでも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、全児童が安心・安全に生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができる、いじめのない学校を作るために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的方針」を背景に、この「札幌市立本郷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って、対応に当たらなければならない。

そこで、以下の「いじめ防止のための6つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていく。

「いじめ防止のための6つの基本姿勢」

- 1 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童理解を基盤に、児童一人一人のよりよい自己実現を図る教育活動を推進する。
- 3 職員間の信頼を基調に、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 4 児童の変化を見過ごさない。
- 5 いじめを早期に発見し、適切な指導を行い当該児童の安全を保証するとともに、組織で対応し早期解決に努める。
- 6 いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携に努める。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等①当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が③心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （H25.10.11 文部科学大臣決定 「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

第2章 いじめの未然防止等のための取組

1. いじめの未然防止に関すること

（1）児童一人一人が大切にされる学級づくり

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②分かる・できる・楽しい授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、学校生活の様々な場面で適宜指導する。
- ④学年・学級担任は、機会あるごとに、「いじめ」行為を見たときはすぐに、先生に知らせるよう、呼びかける。担任は見ても見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方、友達、保護者に知らせることは、勇気ある行動であり、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切であることを説明する。併せて、やめさせたりすることの大切さも指導する。

(2) 命を大切にする道德教育の推進

思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道德や学級指導を通して育む。

(3) 情報モラル教育の充実

情報モラルの基礎を1年生から学習し、個人情報の作成や発信に関わる危険性まで学ぶことで様々な状況に正しい判断をすることができるようにする。

(4) ピアサポートによる豊かな心の育成

イチイ活動・クラブ活動等の中で、ピアサポートによる異学年交流をすることで、低学年へのいたわりの気持ちや高学年への尊敬の念を育てる。また、遊びの活動を通してどの子とも仲良くすることの大切を実感し、グループで取り組む活動を通してどの子も仲間であるとの思いを育てていく。

(5) 児童会によるいじめ防止の取組

児童が自ら、いじめは良くないこと、いじめをしないこと等を訴える活動に取り組んでいくよう、児童会を中心に自主的な活動を進めていく。

(6) いじめに向かわない態度能力の育成

本校の研究で子どもたちに身に付けさせている力、「伝え合う力」を育成する。学習活動を通し、自分の考えや思いを伝えるとともに相手の考えを認め受け止める力を育成していく。言葉による意思の疎通の大切さや一人一人の考えや思いが違うことを認め合えることの大切さを学ぶ。

(7) 保護者の責務

- ①本校の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童が規範意識等を養うための教育ならびにその他必要な教育を行うように努める。
- ②保護する児童がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。併せて学校に知らせる。
- ③学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努める。

2. いじめの早期発見・早期対応に関すること

(1) 児童アンケート（学級風土、生活リズムアンケート、いじめ調査）

①アンケート調査や児童との対話の計画的な推進

ア) 7・12月に学級風土アンケートを実施。児童理解研修の際に交流する。

イ) 年2回(4月と9月)本校独自の生活リズムアンケートを行う。

＊アンケート調査の結果を踏まえて、必要な児童と担任が対話する。

＊学年・学級経営交流会(全体会)で交流する。

ウ) アンケート結果および対話の内容を管理職に報告する。

＊必要に応じ「いじめ対策委員会」において情報を共有し組織的に対応する。

エ) 札幌市教育委員会による「悩みいじめ調査」実施後は、担任が全児童と対話し、その内容を管理職に報告する。

＊必要に応じ「いじめ対策委員会」において情報を共有し、組織的に対応する。

②情報の共有

教職員は、いじめを目撃した場合はその場で指導する。またいじめに関する情報を見聞きした場合は、該当児童の担任、学年主任、学びの支援コーディネーター、管理職、担任外のうち3名以上に報告し、対応は自分一人で判断しない。また、学年主任は、情報および対応を必ず管理職に報告する。学年主任の学級での事案の場合は、学年で共有後、管理職に報告する。

(2) 組織的な対応

いじめに関する情報が寄せられた場合、「いじめ対策委員会」において速やかに組織的に対応する

＜いじめ対策委員会＞

構成 管理職 教務主任 保健主事 豊かな心育成部 養護教諭

＊状況により、スクールカウンセラー等専門家も含める。

(3) 教育相談体制の整備

①スクールカウンセラー(SC)を活用した教育相談体制の構築

②スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用した教育相談体制の構築

(4) 教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける研修の充実

毎年行われる教育委員会主催の児童理解研修会へ学びの支援委員会構成員が参加する。参加後は講師となり、職員への研修を実施する。

第3章 いじめへの対応

1. いじめに関する情報が寄せられた場合、以下の内容に沿って真摯に対応する。

(1) 管理職による「いじめ対策委員会」の招集

①寄せられた情報をもとに対応策を検討、決定する。

②役割分担を決定する。

例 ○は、主担当

全体 掌握	○教頭
いじめを受けた子 担当	○豊かな心育成部長・担任・養護教諭
いじめを行った子 担当	○教務主任・学年主任・担任
周囲の子からの情報収集 担当	○保健主事・豊かな心育成部・学年担任
保護者 担当	○教務主任・豊かな心育成部長・学年担任

(2) 事実確認

①いじめを受けている子、いじめをしている子、周囲の子からの個別の聞き取りを行う。

②情報の記録化および聞き取り内容の精査を行う。

(3) いじめを受けている子やいじめを知らせてきた子の安心・安全の確保

①休み時間や給食準備、掃除時間などの見守り。

②心のケアに努め、スクールカウンセラーとの面談等を行う。

(4) 保護者との連携

①当事者の保護者と面談し事実を伝える。

②今後の対応について伝えたり協力を依頼したりする。

(5) 関係児童への指導及び学級学年指導

①いじめを行った子には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない力を育む取組を行う。

②当事者本人および保護者の了解のもと、関係する学級や学年に、改めていじめが人格を傷つける行為であることを指導する。

(6) 関係機関への報告、対応

①いじめ対策委員会において対応する事態になった場合は速やかに教育委員

会に報告する

- ②教育委員会へは、対応の内容や結果等について遅滞なく報告連絡する。
- ③いじめの内容、対応の結果によっては関係機関とも連携して対応する。
- ④児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(7) 再発防止に向けた取組

- ①いじめ事例について、全教職員による情報の共有と研修を行う。
- ②いじめ防止対策の見直しを行う。
- ③さらなる児童理解に努める。

2. 重大事態への対応

次のような事態が発生した場合、いじめによる重大事態と判断し、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会で定めている重大事態対応フロー図をもとに適切な対応を行う。

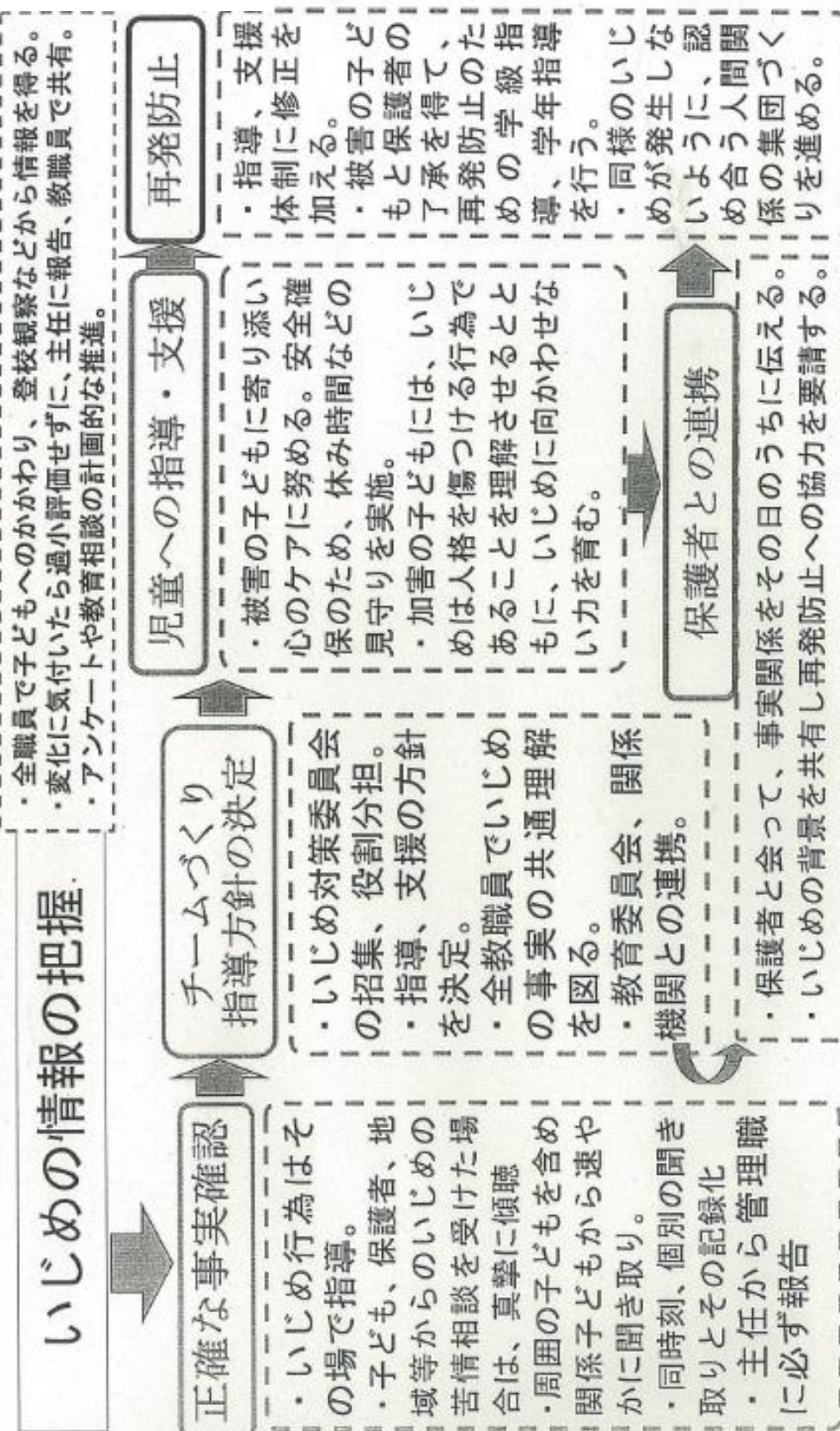
- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

第4章 資料

資料1 いじめへの対応組織表

	重点・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる部・組織等
未然防止	児童一人一人が大切にされる学級づくり	二期四節をもと、学級経営において、評価の検証と実践の再構築に取り組む	豊かな心育成部
	命を大切にする道徳教育の推進	道徳の時間について工夫・改善・充実を図る	
	情報モラル教育の充実	・道徳で、各学年の発達に応じた指導を行う ・警察署の協力によるスマホ・携帯の出前授業	
	伝え合う力の育成	教えたり教えられたりする学び合いの授業を構成することで、自他の大切さを実感していく。	学ぶ力育成部
	児童会によるいじめ防止の取組	「いじめのない明るい学校」を目指して、全児童が意見を表明したカードを校内に掲示する。	豊かな心育成部
	ピアサポートによる異学年交流	イチイ活動（異学年交流）、交流給食による異年齢の子ども同士の支え合い。	
早期発見	児童アンケート	年4回の児童アンケート（学級風土、アンケート、いじめ調査）	豊かな心育成部
	教育相談の重視	・スクールカウンセラーとの連携 ・個人懇談の充実	豊かな心育成部長
	学年研修	・日常の児童の様子との交流	学年
いじめへの対応	いじめ対策委員会招集	管理職による「いじめ対策委員会（学びの支援委員会）」の招集	管理職
	被害児童・加害児童の対応	いじめを受けている子、いじめをしている子、周囲の子からの個別の聞き取り	いじめ対策委員会
	保護者との連携	当事者の保護者と面談、今後の対応について伝え、協力を依頼	教務主任 担任 豊かな心育成部長
	関係機関への報告、対応	教育委員会へ対応の内容や結果等について遅滞なく報告連絡	管理職
	再発防止に向けた取組	事例について、全教職員による情報の共有と研修	いじめ対策委員会

組織的ないじめ対応の流れ



資料3 市教委で定めている重大事態対応フロー図

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

